■　障がい者差別解消法が改正され、民間事業者による合理的配慮が義務化されます！
従業員等への周知啓発に、県の専門相談員による出前講座を御活用ください！！

令和３年６月の障がい者差別解消法の改正により、民間事業者による合理的配慮が義務化され、令和６年６月の施行までに従業員等に十分な周知が必要です。
県では、障がいのある人の困りごとや、障がいのある人とのコミュニケーションなど、合理的配慮について、県の専門相談員を無料で派遣してご説明します。

貴社の研修会や啓発イベントの際に、ぜひご活用ください。

《 詳細はこちら 》
福岡県ホームページ「講師派遣チラシ」
https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/154714.pdf

※※
《 お問い合わせ先 》
福岡県 福祉労働部 障がい福祉課 社会参加係
〒８１２－８５７７　福岡市博多区東公園７－７
TEL：０９２－６４３－３２６４　／　FAX：０９２－６４３－３３０４
E-mail：shakaisanka@pref.fukuoka.lg.jp
※※